

問Ⅰ－１－①（公益社団・財団法人と一般社団・財団法人の位置付け）

現在民法第34条の公益法人の許可を受けていますが、新制度では公益目的事業を行う法人は必ず公益社団・財団法人の認定を受けないといけないのでしょうか。逆に言うと、一般社団・財団法人は公益目的事業を行ってはならないのでしょうか。

答

- 1 今回の公益法人制度改革の最大の目的のひとつは、「民による公益の増進」です。公益目的事業を費用で計って50%以上行う公益社団・財団法人はもちろんのこと、非営利部門に属する一般社団・財団法人も「民による公益」の重要な担い手と考えられます。
- 2 公益認定を受けるかどうかは、法人の自主的な判断に任されています。公益目的事業を行う一般社団・財団法人は、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事。以下同じ。）の認定を受けることができますとされています（公益法人認定法第4条）が、公益認定の申請を行うことは義務ではありません。
- 3 一般社団法人・財団法人が行う事業には制限がなく、一般社団・財団法人は原則として行政庁の監督なしに自律的な法人運営を行うことができます。もちろん公益目的事業を行っていただくことは何ら差し支えなく、事業全体の中での割合の如何にかかわらず、公益目的事業を積極的に行っていただきたいと考えています。

（参照条文）

整備法第44条 公益法人認定法第2条第4号に規定する公益目的事業（中略）を行う特例社団法人又は特例財団法人は、施行日から起算して5年を経過する日までの期間（以下この節において「移行期間」という。）内に、第4款の定めるところにより、行政庁の認定を受け、それぞれ公益法人認定法の規定による公益社団法人又は公益財団法人となることができる。

整備法第45条 特例社団法人又は特例財団法人は、移行期間内に第5款の定めるところにより、行政庁の認可を受け、それぞれ通常の一般社団法人又は一般財団法人となることができる。

公益法人認定法第4条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

公益法人認定法第5条 行政庁は前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。（以下略）